

東京都警備業連盟 規約

令和3年2月16日制定

令和5年2月27日改定

(名 称)

第1条 本連盟は、東京都警備業連盟という。

(事 務 所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を東京都におく。

(目 的)

第3条 本連盟は、警備業の利益を代表し、政治活動を通して、警備業者及び従事する人々の社会的・経済的地位の確保・向上と、警備業の発展を促進させることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政党、政治家、その他関係機関への要請（陳情）活動
- (2) 国及び地方自治体の予算等に関連した議会動向等の把握
- (3) 調査研究、講演会等の開催
- (4) 関係方面への広報及び啓発活動
- (5) その他本連盟の目的を達成するため必要な事業

(会 員)

第5条 会員は、東京都内の警備業者、警備従事者並びに本連盟の趣旨に賛同するものとする。

- 2 本連盟の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第6条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、退会することができる。

(除 名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において理事の3分の2以上の承認及び総会において会員の承認を経てこれを除名することができる。

- (1) この規約又は総会の決議に反するような行為があったとき。
- (2) 政治資金規正法、公職選挙法等の法令に違反するなど、本連盟の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第8条 前2条のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に定める会員の要件を満たさなくなったとき。

- (2) 当会員が死亡し若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散し、若しくは破産手続き開始の決定を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく第22条に定める支払いを1年以上履行せず、かつ1ヶ月以上の期間を定めて書面若しくは電子記録により催告し、その催告に応じなかったとき。

(機 関)

第9条 本連盟に、総会及び理事会をおく。

(総 会)

第10条 総会は、全ての会員をもって構成し、本連盟の最高の意思決定機関とする。

- 2 総会は、年1回の通常総会及び必要に応じて開催する臨時総会とする。
- 3 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、会員がその3分の1以上の同意をもって招集を請求したときは、理事長はこれを招集しなければならない。
- 4 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の成立)

第11条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、議事はその出席した会員の過半数をもって議決する。ただし、規約の変更については、出席した会員の3分の2以上の承認を必要とする。

(総会の決議)

- 第12条 第10条第3項の規定にかかわらず、理事長は理事会の3分の2の承認を得て総会を招集することなく書面若しくは電磁式方法による決議を行うことができる。
- 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面若しくは電磁式方法により議決権を行使し、又は他の会員若しくは理事長を代理人として議決権を行使することができる。
 - 3 書面若しくは電磁式方法によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入するものとする。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 会員の除名及び会員資格の喪失
- (6) 本連盟の解散
- (7) その他総会において決議することが必要と認められる重要事項

(役 員)

第14条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 理事及び監事は、兼ねることができない。

(理事長等)

第15条 理事長は、理事の互選により1名を選出する。

- 2 副理事長は、数名、法令に基づく会計責任者1名及び会計責任者の職務代行者1名については、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得て決定するものとする。

(役員の職務)

第16条 理事長は、本連盟を代表し、運営を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等ある時はこれを代理する。
- 3 会計責任者は、法令に基づいて会計を統括する。
- 4 会計責任者の職務代行者は、会計責任者に事故等があるときに、その職務を代理する。
- 5 理事は、この規約で定めるところにより、職務を執行する。
- 6 監事は、業務及び会計を監査する職務を行う。監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の選出及び任期)

第17条 役員は総会にて選出する。

- 2 役員の任期は、役員が選任された総会から、2年後の総会までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 重要な会務の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 総会によって委任された事項
 - (4) その他の重要事項
- 2 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

(理事会の成立)

第19条 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、議事は出席した理事の過半数をもって議決する。

- 2 第11条の規定は、これを理事会に準用する。

(理事会の決議)

第20条 第18条第2項の規定にかかわらず、理事長は、理事会を招集することなく書面若しくは電磁式方法による決議を行うことができる。

- 2 理事は、理事会が招集された場合において、あらかじめ通知があった事項については書面若しくは電磁式方法をもって議決権を行使することができる。

(顧問及び相談役)

第21条 本連盟に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、又は解嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、また、理事長の要請に基づいて、総会または理事会に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第22条 本連盟の経費は、機関紙購読料、その他の収入をもって支弁する。

- 2 会員は、本連盟に対し、機関紙購読料を納入しなければならない。
- 3 購読料並びに会費等の金額、納入方法等は、理事会で別に定める。

(会計年度及び会計監査)

第23条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第24条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(全国警備業連盟への加盟)

第25条 本連盟は、その目的を達成するため、全国警備業連盟に加盟するものとする。

(補則)

第26条 本規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

附 則 本規約は、令和3年2月16日より実施する。

(経過措置)

本則にかかわらず、本連盟設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|----|--------|
| 1. 理事長 | 理事 | 田中 範弥 |
| 2. 副理事長 | 理事 | 大村 託現 |
| 3. 副理事長 | 理事 | 小林 一雄 |
| 4. 会計責任者 | 理事 | 小崎 滋之 |
| 5. 会計責任者代行 | 理事 | 小野 雅章 |
| 6. 理事 | | 廣瀬 年哉 |
| 7. 理事 | | 沼寄 奈央子 |
| 8. 監事 | | 池田 秀樹 |

以上